

大牟田市総合計画条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、本市の総合計画について、その位置付け、構成及び策定の方針を明らかにするとともに、策定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の策定)

**第2条** 市長は、市政を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け及び構成)

**第3条** 総合計画は、本市のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針とする。

2 総合計画は、まちづくり総合プラン及びアクションプログラムで構成する。

3 まちづくり総合プランは、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものとする。

4 アクションプログラムは、まちづくり総合プランに掲げる施策を実現するために実施する事業について示すものとする。

(策定の方針)

**第4条** 市長は、総合計画が前条第1項に規定する指針であることを踏まえ、総合的見地から策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するときは、市民に対しその策定の過程を明確にするとともに、市民の策定への参加を促進し、市民の理解と協力の下に策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

4 総合計画の計画期間は、まちづくり総合プランにおいて定めるものとする。

(大牟田市総合計画審議会への諮問)

**第5条** 市長は、まちづくり総合プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

**第6条** 市長は、まちづくり総合プランを策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

**第7条** 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画の推進)

**第8条** 市長は、総合計画に掲げる施策及び事業を実施するために必要な措置を講じるほか、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(大牟田市総合計画審議会の設置及び担当事務)

**第9条** まちづくり総合プランの策定及び変更について市長の諮問に応じ調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として大牟田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

**第10条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済、労働、文化若しくは医療に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者
- (3) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(審議会の委員の任期)

**第11条** 委員の任期は、まちづくり総合プランの策定又は変更の終了の日までとする。

(審議会の会長及び副会長)

**第12条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

**第13条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の部会)

**第14条** 特定又は専門の事項を調査審議させるため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会の会議において報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

(補則)

**第15条** この条例に定めるもののほか、総合計画の策定の手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に策定する総合計画について適用する。  
(地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)
- 3 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「次の各号に掲げるとおり」を「定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること」に改め、各号を削る。

(大牟田市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
別表第1大牟田市総合計画審議会の項を削る。  
(大牟田市総合計画審議会の担当事務等の特例)
- 5 施行日から平成28年3月31日までの間においては、市長は、この条例の施行の際現に効力を有

する総合計画の基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市総合計画審議会に諮問するものとし、大牟田市総合計画審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。